

令和4年台風第14号に係る対応調整会議

日時	令和4年9月16日（金）
	午後0時15分～
場所	分庁舎4階 京都市危機管理センター

次 第

- 1 台風第14号の今後の見通しについて
- 2 台風の接近等に備えた事前対策について
- 3 副市長指示

令和4年台風第14号対応調整会議 出席者名簿

氏 名	職 名	対面出席
坂越 健一	副市長	○
三科 卓巳	危機管理監	○
安部 康則	新型コロナ対策・ワクチン接種統括監	
中谷 繁雄	会計管理者	
森元 正純	都市経営戦略監	
石田 洋也	産業・文化融合戦略監 ((兼) 産業観光局長)	○
山中 博昭	文化芸術政策監	
結城 実照	デジタル化戦略監	
土橋 聰憲	観光政策監	
林 建志	木の文化・森林政策監	○
西村 健	監察監	
山本 和浩	環境政策局長	○
別府 正広	行財政局長	○
金山 昌幸	行財政局 財政担当局長	
下間 健之	総合企画局長	○
古川 真文	文化市民局長	○
三宅 英知	保健福祉局長	○
池田 雄史	保健福祉局医務担当局長 (保健所長)	
上田 純子	子ども若者はぐくみ局長	
竹内 重貴	都市計画局長	○
谷口 一朗	建設局長	○

川妻 聖枝	北区長	
原 真弓	上京区長	
古瀬 ゆかり	左京区長	
川端 昌和	中京区長	
中西 朋子	東山区長	
横井 雅史	山科区長	
山本 亘	下京区長	
並川 哲男	南区長	
人見 早知子	右京区長	○
宮崎 秀夫	西京区長	
安田 淳司	西京区洛西担当区長	
山本 ひとみ	伏見区長	
荒木 修生	伏見区深草担当区長	
村中 俊文	伏見区醍醐担当区長	
井上 元次	消防局長	○
北村 信幸	公営企業管理者交通局長	○
吉川 雅則	公営企業管理者上下水道局長	○
稻田 新吾	教育長	
山田 聰	市会事務局長	
松浦 卓也	選挙管理委員会事務局長	
志渡澤 祥宏	監査事務局長	
赤井 明子	人事委員会事務局長	

令和4年9月16日

令和4年台風第14号にかかる対応調整会議 気象台資料

台風第14号の今後の見通し (9月16日09時現在の資料に基づき作成)

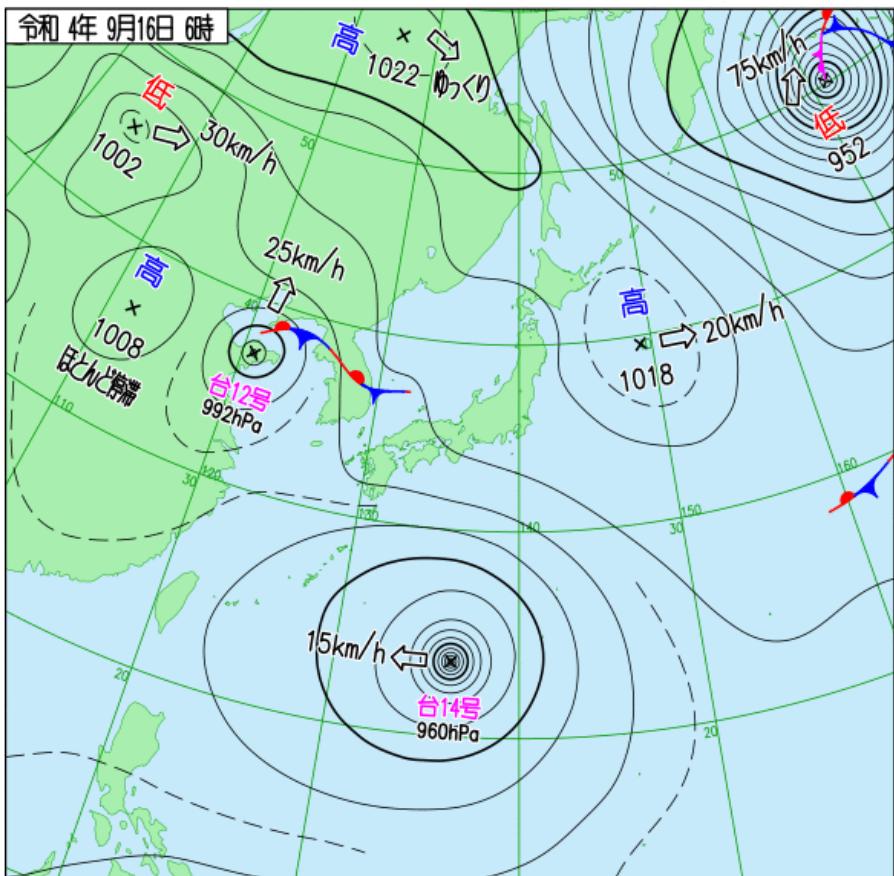
この資料は、9月16日09時現在に入手可能な予測資料を用いて作成した説明資料です。
最新の気象情報は、気象台ホームページから確認ください。



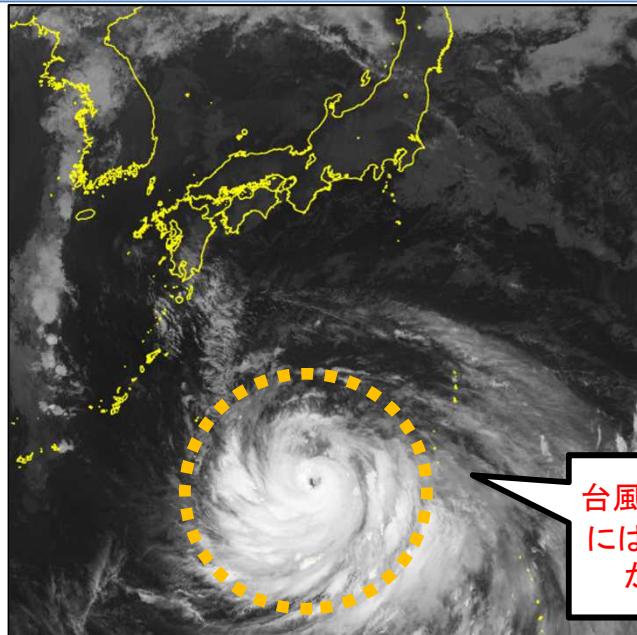
京都地方気象台

16日06時の気圧配置と台風の実況

地上天気図 9月16日06時

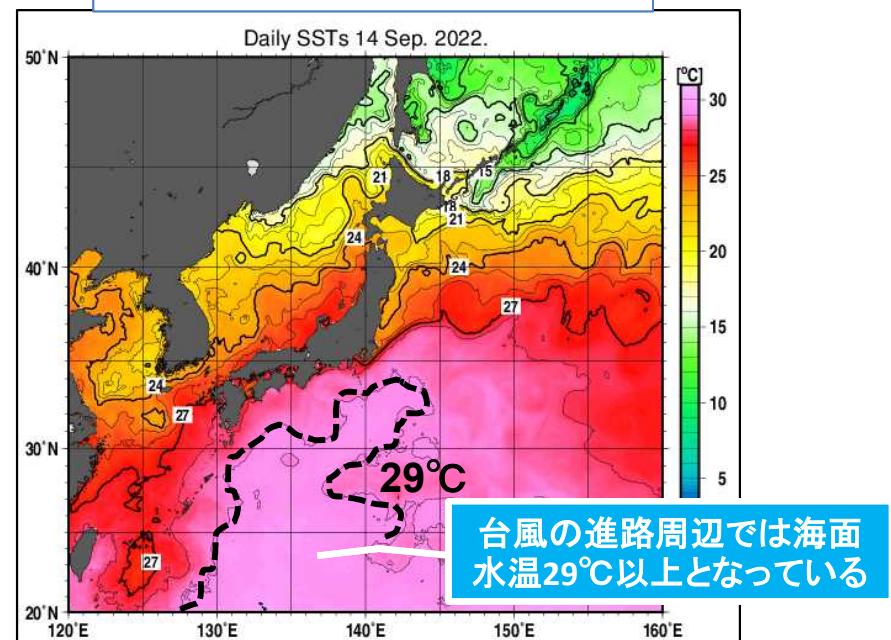


衛星赤外画像 9月16日06時

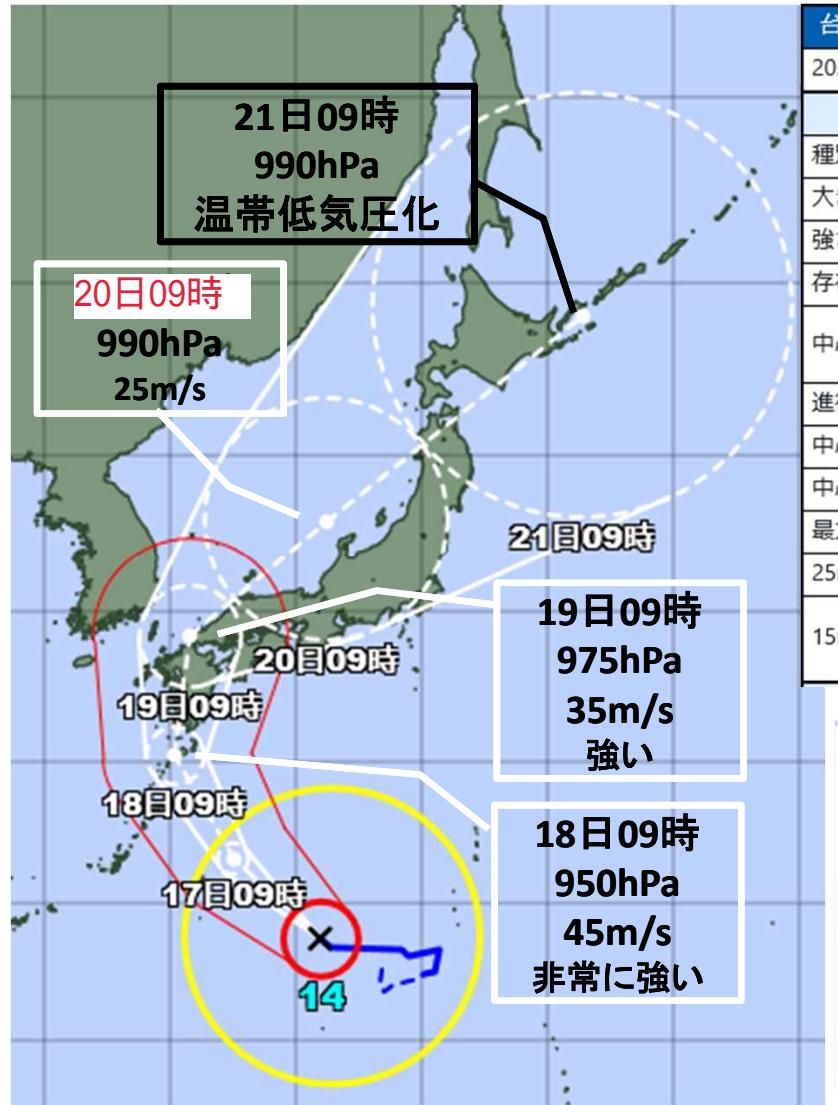


海面水温実況図 9月14日

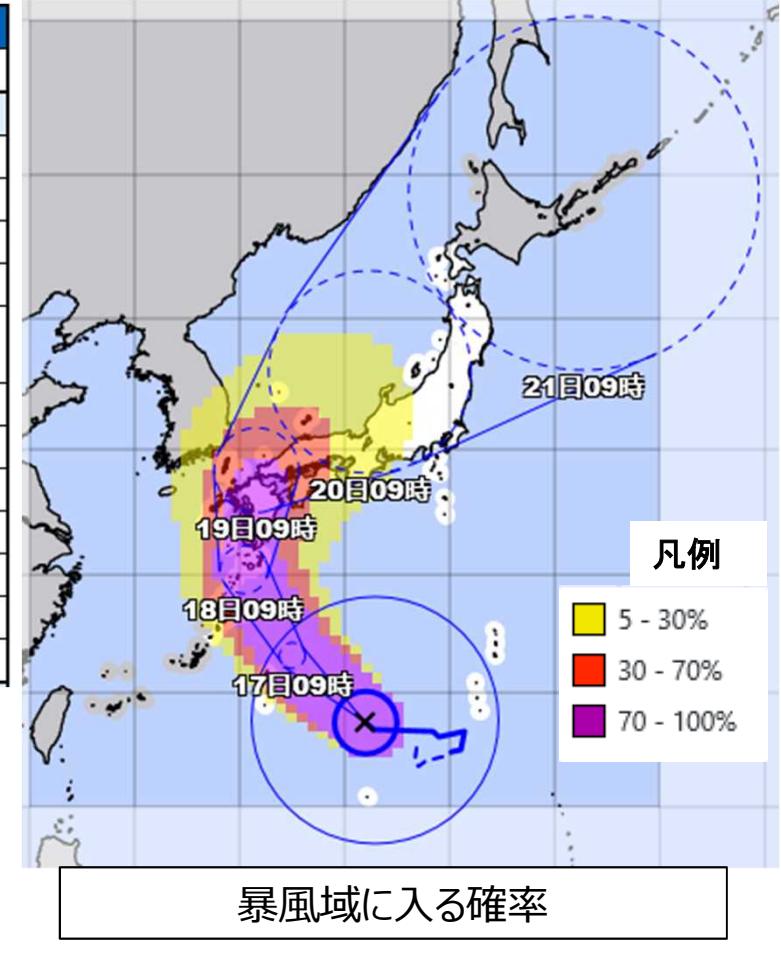
- 16日06時現在、台風第14号は日本の南にあって西におよそ15km/hで進んでいる。台風周辺には発達した雲域が見られる。
 - 台風の進路周辺では海面水温が29°Cとなっており、今後発達しながら日本の南を北上する見込み。



第14号 16日09時現在の進路予想（予報円の中心を通った場合）



台風第14号(ナンマドル)	
2022年09月16日09時50分発表	
16日09時の実況	
種別	台風
大きさ	大型
強さ	非常に強い
存在地域	日本の南
中心位置	北緯23度40分 (23.7度) 東経136度00分 (136.0度)
進行方向、速さ	西 10 km/h (6 kt)
中心気圧	950 hPa
中心付近の最大風速	45 m/s (85 kt)
最大瞬間風速	60 m/s (120 kt)
25m/s以上の暴風域	全域 150 km (80 NM)
15m/s以上の強風域	東側 650 km (350 NM) 西側 560 km (300 NM)



台風の中心が予報円に入る確率は70%です。

- 台風第14号は、18日には九州に接近した後、20日頃にかけて次第に進路を東寄りに変えて、21日09時までには温帯低気圧に変わる見込み。
- 京都府には19日午後に最も接近する見込み。

まとめ

台風第14号は、19日午後に京都府に最も接近する見込み。

■雨

19日は断続的に雨が降り、予想より雨雲が発達した場合は大雨となる可能性がある。

■風

19日は、台風の接近に伴い、暴風警報を発表する可能性が高い見込み。

■波

北部の海上では、台風が予想よりも発達した場合は、18日から19日にかけて波浪警報を発表する可能性がある。

■高潮

北部では19日は、高潮のおそれがある。

防災事項

- 暴風に警戒。
- うねりを伴った高波、低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水に十分注意。
- 高潮に留意。

京都府の早期注意情報（警報級の可能性）

京都府南部	18日	19日	20日
大雨	-	[中]	-
暴風	-	[高]	-

京都府北部	18日	19日	20日
大雨	-	[中]	-
暴風	-	[高]	-
波浪	[中]	[中]	-
高潮	-	-	-

天文潮位

舞鶴

年/月/日(曜日)	満潮						干潮					
	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
2022/09/16(金)	5:08	54	*	*	*	*	*	12:51	36	*	*	*
2022/09/17(土)	5:27	54	*	*	*	*	*	13:53	36	*	*	*
2022/09/18(日)	5:51	53	*	*	*	*	*	15:14	36	*	*	*
2022/09/19(月)	6:41	53	*	*	*	*	*	16:41	36	*	*	*
2022/09/20(火)	8:20	52	*	*	*	*	*	17:42	35	*	*	*
2022/09/21(水)	9:55	52	*	*	*	*	*	18:27	33	*	*	*

最新の台風情報等に留意してください。

本資料に関する気象台への問い合わせ先 075-841-3006

令和 4 年 4 月 27 日

各局、室、区役所、区役所支所、
市会事務局、委員会及び委員の事務局の長 様

危機管理監
〔担当：行財政局防災危機管理室
TEL：222-3210〕

出水期における防災体制の強化について（通知）

標記のことについては、例年、出水期（6月16日～10月15日）を迎える直前に通知しておりましたが、昨年5月20日から発生した大雨など近年の気候変動状況を考慮し、早い段階から大雨に警戒し防災の準備を行う必要があります。

各所属におかれましては、この時期から「防災対策の事前点検について」（別添）に基づく点検を徹底し、災害に対する万全の備えを構築していただきますよう、お願ひいたします。

防災対策の事前点検について

大雨の季節を迎えるにあたり、下記のとおり事前の点検を徹底すること。

1 職員の参集

- 職員一人一人が、適切に参集できるよう、各自の活動体制（1～5号）を再確認させること。
- 所管施設や区内で大きな被害が想定される場合には、活動体制を臨機に引き上げる場合があることを職員にあらためて周知するとともに、職員の応召のための連絡方法等を確立しておくこと。
- 特別警報（地震以外）が発令された際には、活動体制を3号とし、職員は自動参集するよう体制を整備している。その旨をあらためて職員に周知すること。

2 市・区・支所災害対策本部運営

- 環境政策局、建設局及び消防局から区・支所災害対策本部に派遣される情報連絡員（リエゾン）について、災害時等に情報共有が図ることができるよう、日頃から連携を密にしておくこと。
- 各局等の指名職員が、迅速かつ確実に市災害対策本部事務局に参集（3号体制発令時）できるよう、体制を確立しておくこと。
- 災害発生時の応急対策業務について、各所属の役割分担や応援体制を再確認すること。

3 情報の収集と提供

- 自主防災会、自治会、町内会、社会福祉協議会等からの被害情報等を収集できるよう、また、迅速かつ的確な避難情報等の提供ができるよう、自主防災会長等との連絡方法等を確立しておくこと。
- 消防団と水防団や、消防局の情報連絡員（リエゾン）との連絡体制を再確認しておくこと。
- 「京都市避難勧告の判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害編）」について、自主防災会長等へ周知に努めるとともに、同マニュアルに記載のタイムラインに沿った指定緊急避難場所の開設等に係る事前調整及び連絡体制の整備を図ること。
- 小・中学校や幼稚園等については、就学時の災害発生に備え、避難方法や保護者等との連絡体制を再確認し、児童等の安全に万全を期すこと。
- 各局で所管する施設や団体等への情報伝達体制の確認や点検を行うこと。

4 システムや設備等の点検及び動作確認等

- 市災害対策本部会議の機動的な開催のためのテレビ会議システムの運用準備や、防災情報システム、防災無線、IP告知システム等、関連機器の動作確認や点検を行うこと。
- 排水機場やポンプ場、マンホールや排水管等、各局等が所管している設備等について、点検を行うこと。

5 その他

- 各局区等において、これまでから実施している台風の経路、河川の水位、雨量情報等、気象に関する情報等の的確な把握のための体制整備や、過去に被災した河川、水路、急傾斜地等、危険箇所におけるパトロール等の対応を行うこと。
- 本市を訪れる修学旅行生や観光客等の安全の確保のためにも、適切な避難誘導等を行えるよう、帰宅困難者対策協力事業者・団体等との連絡体制を再確認すること。
- 指定緊急避難場所を開設する状況となった場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防ぐため、必要な対応策を講じること。
- 令和4年3月18日付けの通知（別紙）に基づき、土砂災害警戒区域等に所在する本市が管理する土地・建物等について、適切な管理を行うこと。